

令和 6 年 流 山 市 議 会 第 3 回 定 例 会 議 案

8 月 2 9 日 招 集
流 山 市

目 次

- 4 2 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度流山市一般会計補正予算（第 3 号））
- 4 3 令和 6 年度流山市一般会計補正予算（第 4 号）
- 4 4 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 5 字の区域及び名称の変更について（新川耕地地区）
- 4 6 令和 6 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 7 令和 5 年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 8 流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 9 令和 6 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 0 令和 6 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 1 令和 5 年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 2 令和 5 年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 3 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 4 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 5 5 指定管理者の指定について（流山市白みりんミュージアム）
- 5 6 令和 6 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 7 令和 5 年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 8 令和 5 年度流山市水道事業会計決算認定について
- 5 9 令和 5 年度流山市下水道事業会計決算認定について
- 6 0 令和 5 年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

- 1 0 令和 5 年度健全化判断比率について
- 1 1 令和 5 年度資金不足比率について
- 1 2 専決処分の報告について

- 1 3 専決処分の報告について
- 1 4 専決処分の報告について
- 1 5 専決処分の報告について

議案第 42 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 所得税・個人住民税の定額減税の実施に伴い、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付金の支給に係る費用について、特に緊急を要したため、令和6年7月10日付けで令和6年度流山市一般会計補正予算（第3号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和 6 年度流山市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 1 0 日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 44 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成１２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第９の４の項から６の項まで中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に改め、同表７の項中「第１８条第１９項」を「第１８条第２８項」に改め、同表８の項中「第１８条第２４項」を「第１８条第３８項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和６年法律第５３号）附則第１条第３号の政令で定める日から施行する。

議案第 45 号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を別冊調書のとおり変更する。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 新川耕地地区の字の区域及び名称を整備し、地域の価値を高めて魅力ある街づくりを推進するためである。

議案第 47 号

令和5年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 48 号

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 障害を理由とした保育の実施の制限が可能となっている規定を削除するためである。

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和３０年流山市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第４条中第２号及び第３号を削り、第４号を第２号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 51 号

令和5年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 52 号

令和5年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 53 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、被保険者証が廃止されることから、被保険者証に関する規定を削除するためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成３年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２７条中「第９項」を「第５項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 54 号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定
に関する協議について

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を別紙のと
おり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
291条の3第1項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当
たり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48
号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律
第80号）の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合
規約の一部を改正することについて協議するためである。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成１８年千葉県市指令第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

議案第 55 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月29日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市白みりんミュージアム
- 2 指定管理者となる団体
流山市流山1丁目4番地の1
株式会社流山ツーリズムデザイン
代表取締役 吉河 智彦
- 3 指定の期間
令和6年11月1日から令和12年3月31日まで

議案第 57 号

令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 58 号

令和5年度流山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度流山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 59 号

令和5年度流山市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度流山市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 60 号

令和5年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度流山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

報告第 10 号

令和5年度健全化判断比率について

令和5年度流山市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年8月29日報告

流山市長 井崎 義治

令和 5 年度健全化判断比率

(単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	2 . 2	4 9 . 2

報告第 11 号

令和5年度資金不足比率について

令和5年度流山市の公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年8月29日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和 5 年度公営企業会計に係る資金不足比率

(単位：％)

流山市土地区画整理事業特別会計	流山市水道事業会計	流山市下水道事業会計
—	—	—

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月29日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年６月１３日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立おおたかの森小学校の職員が、公務のため公用車で流山市立市野谷小学校駐車場に到着し、降車しようとした際に、強風により運転席のドアが大きく開いたことにより、当該駐車場に駐車していた相手方車両の助手席のドアを破損させたことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和６年４月９日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市市野谷２８３番地
（流山市立市野谷小学校駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和６年６月１３日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ５０９，９７１円 |

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月29日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 市が管理する公園樹木により発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 5 4 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 4 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する公園樹木のサクラの枝が、道路における建築限界（高さ 4 . 5 メートル）の範囲内に張り出していたため、相手方の大型トラックが通行した際に当該枝と接触し、当該大型トラックを損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和 6 年 3 月 2 5 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市東深井 3 6 6 番 1 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市大字東深井 8 7 3 番地の 1
流北運送有限会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和 6 年 7 月 4 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 4 8 1 , 8 0 0 円のうち、
3 8 5 , 4 4 0 円を市が負担する |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 3 8 5 , 4 4 0 円 |

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月29日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 学校敷地内で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年７月１１日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立東深井小学校の職員が、草刈機で当該小学校の駐車場の草刈りをしていたところ、飛び石により当該駐車場に駐車していた相手方車両の窓等を破損させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和６年５月１４日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市東深井８７９番地の２
（流山市立東深井小学校駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 柏市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和６年７月１１日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ６１８，３９８円 |

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月29日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 市が管理する防火水槽に設置している防草シートにより発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年７月２３日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する防火水槽に被せていた防草シートが強風によりめくれ上がり、隣接する民家の敷地内に駐車していた相手方車両に接触し、当該相手方車両を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和６年２月１６日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 防火水槽に隣接する民家の敷地内 |
| 4 | 相 手 方 | 東京都墨田区在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和６年７月２３日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ４５０，８３５円 |